

茂原市自治会長連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、茂原市自治会長連合会といひ以下「連合会」といふ。

(目的)

第2条 本連合会は、自治の精神を育み、会員相互の連絡協調と親睦を図り、互いに切磋琢磨して、住みよい市をつくること及び決議の遂行を目的とする。

(事業)

第3条 本連合会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域における諸問題等を関係機関に要望提出及び解決に関すること。
- (2) 自主防災、自主防犯、交通対策など市民の生活安全・環境に関すること。
- (3) 本連合会の活動の周知に関すること。
- (4) 自治会功労者の顕彰と弔慰に関すること。
- (5) その他本連合会の目的を達成するに必要な事項

第2章 組織

(組織)

第4条 本連合会は、茂原市内の各自治会長連合会加盟の自治会長をもって構成し、本連合会に次の各号に掲げる地区自治会長連合会（以下地区連という）を置く。

- (1) 茂原地区連
- (2) 高師地区連
- (3) 東郷地区連
- (4) 豊田地区連
- (5) 二宮地区連
- (6) 五郷地区連
- (7) 鶴枝地区連
- (8) 本納地区連
- (9) 新治地区連
- (10) 豊岡地区連

(加盟等)

第5条 本連合会に加盟しようとする自治会は、地区連会長の承諾を得、書面（別記様式1）をもって会長に届けなければならない。

(退会)

第6条 本連合会を退会しようとする自治会は、書面（別記様式2）をもって会長に届けなければならない。

(事務所)

第7条 本連合会は、事務所を茂原市役所内に置く。

2 事務所には事務長と事務員を置くことができる。

第3章 理事、常任理事及び役員

(常任理事及び理事)

第8条 常任理事は、各地区連の会長を充て、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、各地区連より次のとおり選出し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 茂原地区連 5名
- (2) 高師地区連 1名
- (3) 東郷地区連 3名
- (4) 豊田地区連 1名
- (5) 二宮地区連 1名
- (6) 五郷地区連 2名
- (7) 鶴枝地区連 2名
- (8) 本納地区連 1名
- (9) 新治地区連 1名
- (10) 豊岡地区連 1名

3 常任理事及び理事の任期は2年とし、通算して10年を超えないものとする。ただし、常任理事会及び理事会の同意を得て、総会で承認されたときは、この限りでない。

4 常任理事及び理事が任期の中途において自治会長を退任した場合、後任者が選任されるまでの間はその任にあたるものとする。

(役員)

第9条 本連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長（常任理事を兼ねる） 1名
- (2) 副会長（常任理事を兼ねる） 3名
- (3) 会計（常任理事を兼ねる） 2名
- (4) 常任理事 4名
- (5) 理事 18名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

2 会長、副会長及び会計は、前条により選任された常任理事の中から、常任理事会の推薦を経て理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は、常任理事及び理事以外の自治会長の中から総会において選任するものとする。

4 会長は、本連合会に多大なる貢献をなしたる役員について理事会の議決に基づき、顧問の就任の依頼をすることができる。

(役員の仕事)

第10条 本連合会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は連合会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は会計事務を行う。
- (4) 常任理事及び理事は、総会の決議及び事業計画等に基づきその実施にあ

たる。

(5) 監事は、次の業務を行う。

ア 本連合会の会計及び資産の状況を監査すること。

イ 本連合会の会長、副会長及びその他役員の業務の執行状況を監査すること。

ウ 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときはこれを総会に報告する。

エ 前号の報告をするため必要なときは、総会を招集することができる。ただし議決権は有しない。

(6) 顧問は、会議に出席し助言することができる。ただし、議決権は有しない。

(役員の責務)

第 11 条 役員は、本連合会の運営に対して共同の責任を負う。

第 4 章 機関

(機関の種別)

第 12 条 本連合会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 常任理事会

(3) 理事会

(4) 部会

(総会)

第 13 条 総会はこの連合会の最高の決議機関であり、自治会長で構成するものとし、自治会長の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

2 総会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、次の場合は臨時総会を招集する。

(1) 自治会長の 3 分の 1 以上の要求があった場合。

(2) 理事会で必要と認めた場合。

(3) 第 10 条第 1 項第 5 号による監事の招集権に基づく招集。

3 総会では、次の各号について付議し、その承認または議決を得なければならない。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 監査報告

(3) 会則の改正、廃止に関する事

(4) 当年度の事業計画及び予算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 理事会が総会に付議すると認めた事項

(常任理事会)

第 14 条 本連合会の会務を執行するため、会長、副会長、会計及び常任理事をもって常任理事会を構成する。

2 常任理事会は、会長が必要と認めたときに、会長が招集するものとする。

3 常任理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他本連合会の運営に必要な事項。

(理事会)

第15条 理事会は総会に次ぐ議決機関であつて会長が招集するものとし、常任理事及び理事の過半数の出席をもつて成立する。

- 2 常任理事及び理事3名以上の正当なる事由による請求があつた場合は、速やかに会長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 会則第9条の役員のうち監事を除く役員。
 - (2) 理事会又は総会により参考人として招致されたもの。

4 理事会は次の事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(委任状)

第16条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、議長に委任状(別記様式3)を提出することにより、その権限を行使することができる。

(部会)

第17条 本連合会は、別に定める事業について部会を設けることができる。

- 2 部会は、正副部長、部会担当常任理事及び理事で構成する。
- 3 部会の部長は副会長を充て、討議・決定事項等について理事会に報告するものとする。
- 4 部会は、必要の都度開催するものとし、また必要がある場合は他の部会と合同で開催することができるものとする。

(議決の方法)

第18条 会員は、1個の議決権を有する。

- 2 全ての会議の議決及び承認は、出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(議長)

第19条 総会、部会を除く会議は会長が議長を務める。

- 2 総会の議長は、第9条の役員を除く出席自治会長の中から選出する。
- 3 部会の議長は、部長が務める。

(議事録署名人)

第20条 常任理事会及び部会を除く会議は、構成員の中から議事録署名人を2名選出しなければならない。

(議事録)

第21条 議事録は、常任理事会及び部会を除く会議において作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の署名押印をしなければならない。

第5章 会計

(会計)

第22条 本連合会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第23条 本連合会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第6章 附則

第24条 本連合会の会則は、総会の決議によらなければ変更することは出来ない。

第25条 本会則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月20日)

本会則は、昭和40年4月20日から施行する。

附 則

本会則は、昭和48年5月26日から施行する。

附 則

本会則は、昭和54年5月30日から施行する。

附 則

本会則は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年5月27日から施行する。

附 則

本会則は、平成8年5月25日から施行する。

附 則

本会則は、平成11年5月22日から施行する。

附 則

本会則は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年6月2日から施行する。

附 則

本会則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成16年5月29日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年5月23日から施行する。

附 則

本会則は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

本会則は、令和元年5月18日から施行する。